

報道各位

県警察と  
合同

## 広告宣伝車等に係る新たなルールの 広報・周知を行う街頭キャンペーンを実施します!!!

福岡市では、令和8年10月1日に、改正屋外広告物条例を施行し、広告宣伝車等に係るルールを変更します。

このたび、新たなルールの広報・周知を行う街頭キャンペーンを福岡県警察と合同で、以下の通り実施いたします。

つきましては、本取り組み内容の周知および取材について、ご協力いただきますようお願いいたします。

- 日 時 : 令和8年9月4日(金)  
①10:00 ~ ②17:00 ~  
※各回30分程度(配布物がなくなり次第終了)  
※国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間(9/1~10)」に  
あわせて実施
- 場 所 : ①JR博多駅前広場(博多区博多駅中央街1-1)  
②天神パルコ前付近(中央区天神2-11-1)
- 参 加 者 : 福岡市  
福岡県警察(生活経済課、博多警察署、中央警察署) 約25名
- 実施内容 : 広報・周知チラシ等の配布

### 改正ポイント ① 許可手続きが必要となる車両の対象拡大

条例改正の  
ポイント

現行

車検証記載の使用の本拠の  
位置が「福岡市」にある車両



改正後

現行の車両に加え、広告宣伝車については、  
車検証記載の使用の本拠の位置に関わらず、  
**市内を走行するすべての車両**

### 改正ポイント ② 車体利用広告物に対する規格基準の追加

自動車の外面を利用して表示する広告物又は掲出物件についての面積を、  
市長が別に認める場合を除き、**20 平方メートル以内**とする。

改正条例施行に合わせ、【情報提供システム】の運用を開始します。  
10月1日以降、許可済の車両には「許可票」が掲出されます。  
「許可票」のない車両を見かけたら、情報をお寄せください。

<情報提供はこちら>



<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/surveys-alias/toshikeikanshitsu>

【お問い合わせ先】

住宅都市みどり局 都市景観室 担当:坂田、山口 電話:092-711-4394(内2810)

# 広告宣伝車等に係る 福岡市屋外広告物条例のルール が変わります！



福岡市屋外広告物条例の改正により、令和8年10月1日から、  
市内を走行するすべての広告宣伝車についても、福岡市屋外広告物条例のルールが適用されます。  
また、車体利用広告物に新たに規格基準を設けます。

詳しくは裏面をご覧ください！

## 改正ポイント ① 許可手続きが必要となる車両の対象拡大

### 現行

車検証記載の使用の本拠の位置が「福岡市」にあり、車体に広告を掲出している車両

### 改正後

▶▶▶ 現行の車両に加え、広告宣伝車<sup>※1</sup>については、車検証記載の使用の本拠の位置に関わらず、市内を走行するすべての車両

## 改正ポイント ② 車体利用広告物に対する規格基準の追加

自動車の外面を利用して表示する広告物又は掲出物件についての面積を、市長が別に認める場合<sup>※2</sup>を除き、**20平方メートル以内**とする。

### ● 改正後に市外本拠の広告宣伝車に対して適用される規制の概要

- ・ 屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けることが必要
- ・ 車体に掲出する広告物の面積が20平方メートル以下であること
- ・ 発光可変表示式広告物及び発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させる恐れのある広告物は禁止
- ・ 屋外広告業の登録
- ・ 許可取り消し、行政措置命令や罰則の適用を受ける

※1 車検証の「車体の形状」に「放送宣伝」と記載されている自動車

※2 詳細については市ホームページをご覧ください。



### 広告宣伝車情報提供に関して

許可済ステッカーが掲出されていない車両を見かけたら情報をお寄せください。



### 音に関して

「騒音防止条例」により、福岡県内では、商業宣伝を目的とした拡声放送は、**時間帯や音量が制限**されています。

広告宣伝車で音声や音楽を流す際は、この条例を遵守してください。

※1 午後8時から午前9時までの間は、拡声放送による広告宣伝はできません。

※2 学校、図書館又は病院、診療所その他の療養施設の周辺50m以内において、それら施設に面して拡声放送による広告宣伝はできません。

詳しくは、福岡県警察のHPをご覧ください



### 事前にご相談下さい

広告物の掲出等について、事前相談を受け付けておりますので、不明点等がございましたら、事前に福岡市都市景観室までご相談ください。

(屋外広告物に関する問い合わせ先)

福岡市住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話：092-711-4395/FAX：092-733-5590

E-mail: koukokusendensha@city.fukuoka.lg.jp

(音に関する問い合わせ先)

福岡県警察本部 生活安全部 生活経済課

電話：092-641-4141



9月1日～10日は、  
屋外広告物適正化旬間です

この街の暮らし彩る いいサイン

9月10日  
屋外広告の日

9月1日～10日  
屋外広告物適正化旬間



＜令和8年度「屋外広告の日」ポスター＞

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会が募集する  
第53回「屋外広告の日」ポスターデザイン  
入選・国土交通大臣賞受賞作品

ご存知  
ですか？

# 屋外広告物には 許可が必要です

福岡市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして  
**福岡市屋外広告物条例**を定めています。

この条例による規制は、**個人の所有する土地・建物に設置された屋外広告も対象**となります。



屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、広告旗（のぼり）、立看板、広告板、広告幕、広告塔などの広告物」で、営利・非営利を問いません

## 広告を正しく掲出して、美しく安全なまちづくりを

### 安全点検 について

屋外広告物の広告主及び管理者は定期的に点検を行い、安全性を確認する必要があります。落下・倒壊の恐れがある場合は、撤去や改修など適正に対処してください

### 許可申請 について

許可申請の手続き等の詳細については、市ホームページを確認ください。

### 【問い合わせ先】

福岡市住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室  
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 電話:092-711-4395  
e-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp